

免税事業者、いくらまで値引き??

今年10月からのインボイス制度開始に向けて、取引先から登録番号の確認の通知が来たことはないでしょうか。今月は、その確認の目的と、どのような影響があるのかについての内容です。

I 取引先への確認とは

インボイス制度開始後は、免税事業者に対する支払いについて、消費税相当額が自社の納める消費税額から控除できず、税込の取引価格を変更しない場合、その分本体価格を値上げしたのと同じ効果になります。そのため、今現在、取引先に免税事業者がいないか、事業者間で確認する動きが進んでいます。取引先には仕入先・外注先はもちろん、家賃の支払先である大家さんなど、全ての経費のうち消費税の対象となる支払い先が含まれます。もし、免税事業者がいた場合、取引先の対応によって、以下のような影響があります。

取引先の対応	当社又は取引先への影響	シミュレーション
免税事業者のまま	同じ値段なら、 当社の負担増	下記Ⅱ
課税事業者に変更	取引先の資金繰り悪化	下記Ⅲ

Ⅱ 取引先がインボイス申請しないと、当社の負担が増加?

取引先に免税事業者がある場合には、今まで通りの税込価格を維持すると消費税相当額が当社(支払側)の負担となります。値段交渉をする場合にはいくらまで下げればよいか、以下でシミュレーションしてみました。

【当社の負担増】	インボイス前	インボイス後 (値引きせず)	インボイス後 (税抜10%値引き)	インボイス後 (税抜1.8%値引き)
支払消費税の取り扱い	控除可	経過措置80%控除		
時期	2023年9月まで	2023年10月～2026年9月 (3年間限定)		
税抜金額	900万円	900万円	810万円	883万円
値引による利益(A)	—	0万円	+90万円	+17万円
控除額計算	消費税90万円×100%	消費税90万円×80%	消費税81万円×80%	消費税88万円×80%
控除消費税	90万円	72万円	65万円	71万円
値引による利益(A) －控除不可消費税	—	▲18万円 負担増	+74万円 利益増	±0万円 負担増なし

インボイス制度開始当初は、経過措置があるため消費税相当分の10%を値引きしてしまうと、逆に当社は利益が出ることになり、その損益分岐点は控除できない消費税分20%×10%÷1.1＝約1.8%値引きとなります。

Ⅲ 取引先が免税事業者から課税事業者になると、必ず資金繰り悪化?

取引先がインボイス制度を機に課税事業者となる場合には、当社(支払側)の負担が増加することはありませんが、取引先は消費税の納税分、手元に残っていた益税が縮小し、資金繰りが悪化することになります。取引先の資金繰りがどの程度悪化するのか、以下でシミュレーションしてみました。

【取引先の資金繰り悪化】	インボイス前 (免税)	インボイス後 (課税・原則)	インボイス後 (税制改正20%納税)	インボイス後 (課税・簡易五種)
			3年間限定	サービス業の場合
本体価格	990万円	900万円	900万円	900万円
納税計算	—	預り消費税－支払い消費税	90万円×20%	90万円×50%
消費税納税額	0万円	▲90万円	▲18万円	▲45万円
益税額	益税90万円	益税0万円	益税72万円	益税45万円
資金繰り悪化 (益税縮小額)	±0万円	▲90万円	▲18万円	▲45万円

Ⅳ 下請法・独占禁止法に注意

免税事業者と取引する場合、値引きをしないと当社の負担になってしまいますが、一方的な値引き通知は問題となる場合があります。下請法や独占禁止法の規制に該当しないように、注意する必要があります。